

氏名	リ しょうえん 李 少燕
学位の種類	博士（商学）
報告番号	甲第 1620 号
学位授与の日付	平成 28 年 9 月 13 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当（課程博士）
学位論文題目	中国における企業の社会的責任に関する一考察—森永事件と蒙牛事件をめぐって
論文審査委員	(主 査) 福岡大学 教授 森 正紀 (副 査) 福岡大学 教授 井上 伊知郎 福岡大学 教授 合力 知工 福岡大学 教授 木幡 伸二

## 内 容 の 要 旨

中国では、改革開放以来、企業が引き起こす様々な社会問題が起こっているが、高度経済成長期を経て、それがさらに顕著になっている。特に、元々計画経済から市場経済へと経済体制が転換するなかに問題が生じやすく、体制の不完備のまま、盲目に前進すると失敗しやすい。したがって、中国にとっては、それらの課題を解決するために、やはり先進国の手法・理論が不可欠になる。借りられるものを受け入れ、独特な国情を考慮し、本国に合う新しい理念・提言を探索する必要があるが、そのためのもっとも有効な手段がいわゆる企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR。以下、CSR）であると筆者は考えている。

なぜならば、CSR がヨーロッパをはじめ、各国・地域社会問題を解決する目的で世界的に提唱されているものだからである。これは先進国の実践によって、証明されたことである。したがって、現実には、CSR は企業と社会などの殆どの衝突を解消することができ、安定的な社会関係と調和の取れた経済秩序が維持できる効果的なツールである。それに、中国は今まで極端に経済を優先的に発展させたため、究極的に一連の問題（例えば、企業犯罪の増加）が発生していると筆者は分析しており、本論文で扱う 2 つの事例がその証拠

である。そこで、これらの社会課題解決には、なおさら CSR が欠かせないのではないかと  
思われる。例えば、CSR を再認識し、受け入れ、その推進に取り組むことなど一連の活動  
である。

しかし、最初政府が関心をあまり示さず、企業も会社のイメージを向上する宣伝ツール  
とした。そのため、20 世紀 80 年代頃外国から早く伝わってきたが、最初なかなか定着で  
きなかった。つまり、CSR という概念は中国にとっては決して新しいものではない。一見  
に CSR のブームのようであるが、世界潮流に乗せられ、模倣しているに過ぎない。また、  
中国では CSR をしっかり受け入れられなかった理由にもう 1 つがあると思う。それは、CSR  
を外来の文化・思想と見なすため、飾りのようなもので、あまり実用性がないという抵抗  
があったからである。

実際には、多くの人が古代中国思想と伝統文化の中に、CSR の包含するものがほとんど  
含まれていることに気づいていない。このような影響を受け、今まで CSR が中華思想・文  
化と全く異なると強調する学者がほとんどであった。近年になって、長年研究してきた学  
者は、最も伝統的な文化に CSR の本質があることを発見できたため、この忠実な支持者と  
なった。一方、強い西洋文化思想の影響を受けている学者は、依然として、中国伝統文化・  
思想と CSR がまったく別物であるという考えを支持している。このような論争の検討を通  
じて、ますます CSR の重要性を確認できた。

結局、中国は CSR を重要視しなければならない状況に追い込まれており、国内問題のみ  
ならず、「走出去」(海外に進出する)と一連の国外問題の解消を目指すために、真剣に CSR  
に対応するようになった。その第一弾は、法律を改正し、会社法に企業の社会的責任を取  
り入れたことである。第二弾は、政府に直接に所属する CSR の相関関係組織・機関を設  
置したことである。例えば、中国科学院企業の社会責任センター、国有資産監督管理委員  
会などが挙げられる。最も重要なのは、国の指導者が変わっても、CSR を支持する施政  
政策を変更しないことである。要するには、中国政府が現在提唱している「科学発展」  
(科学的に発展する)という経済政策、「以人為本」(人を本位とする)という人文倫理及び、「構築

和諧社会」(調和のとれた社会の構築)という執政方針は CSR と一致している。これが何より CSR の発展を促進する強力な支援である。

このように、政府が環境・社会など様々な課題を解決するために、CSR を活用しようとしている。その対策方法は国内の事情に配慮しながら、グローバルなビジネスで競争力の強化も見据えつつ、戦略的な手法として円滑に行っていると思われる。強い影響力のある国に先導されると、CSR の浸透や取り組みなどに非常に有利であるが、肝心なのはどのように CSR を実施するである。

CSR が登場して以来、社会と経済の発展に伴い、世界から注目を集めてきたが、それに関するいろんな基準・規定が様々な組織・機関によって作られた。中国において、大体同様な状況が見られるが、地域に関係なく、企業の規模・資金を唯一の基準と見直し、統一された標準を定めなければならないと筆者は思う。また、筆者としては、CSR の本質が元々中国の伝統文化と思想の中に存在するが、さらに従来の CSR と中華文化・思想の真髄をうまく取り上げ、組み合わせ、中国の独特な国情に合った中国式 CSR モデルを作り上げれば良いと考えている。このプロセスには、既に中国と同じ体験をしてきた同じ東洋的立場である日本から、学習する必要があると思う。日本から学ぶ理由として、筆者は次のように考えている。

第一に、CSR の歴史が欧米の方が比較的に長いので、どこの国から学ぶかと問われると、思わずアメリカと答えるケースが多く、確かに、新しい発想、ブーム、新製品などがアメリカから流行し始まる場合は多いし、世界をリードしているふうに見えるが、同時にいろんな社会問題の発生源でもあるのではないだろうか。それで、あえてアメリカ型ではなく、日本型を選択するわけは、百年の歴史を持つ企業は、世界中探しても多く存在しないが、日本では意外と普通の現象であり、社会の中で長く持続している企業が多いということである。

第二に、今の中国が置かれている状況は、よく 60 年代の日本とすごく似ていて、経済が急スピード発展する一方で、環境破壊などの社会問題も相次いで発生している。例えば、

1960年代日本経済が高度成長期を迎えた伴に、イタイイタイ病・熊本水俣病・新潟水俣病・四日市喘息という四大公害問題ももたらした。このような深刻な実態から脱出に成功した日本の手法・経験などを参考することは、今の中国にとっては一番の近い道ではないであろうか。うまく先進国が積んできたものを有効に利用することで、過った道へ進まずに、遠回り道をすこしでも避けることにより、何年、何十年も探索時間を短縮することができる。

したがって、CSR領域において、中国はまだ初級のレベル（筆者の見解による）の段階に入っていない。そのため、最初は手本を参考しながら、やっていくしかない。手探りの状態がしばらく続くかもしれないが、政府がCSRに真剣に取り組む姿勢は非常に重要である。強力なコミュニケーターである国から企業へ、企業から国民へとCSRに関する知識、情報などを伝達する。良いサイクルができると同時に、中国に合うCSRのモデルも自然に出来上がる。もちろん、このプロセスは多少時間がかかるが、国がとるCSRへの態度によって、その時間は左右される。

現代の中国においては、様々なCSRの課題が存在している。これらの課題を単に社会の成り行きに任せるわけにはいかないが、やはり行政をはじめ、国を挙げて、課題解決に取り組まなければならない。全体的に初級レベルからスタートし、確実にワンステップをクリアできてから、次のより高いレベルへ進むしかないと筆者は思う。たくさんの考察によって、やはり現段階の中国にとっては、法的責任が明らかに最低の要求である。言い換えれば、法規・法令を自覚的に遵守することができてから、社会の変化に応じながら、より高い水準を求めるべきである。また、レベルアップしていく各段階においては、まだ様々な課題が残されている。この中では、筆者は気まぐれの市場経済と予測不可能の社会で、企業が多様型の社会要求を正確に把握できるのか最も懸念する。これらのことを今後の研究課題として、探究していきたいと思う。

## 審査の結果の要旨

李少燕氏の博士学位申請論文「中国における企業の社会的責任に関する一考察－森永事件と蒙牛事件をめぐって」における問題意識は、中国では、経済開放以来、企業が引き起こす深刻な社会問題が頻発しており、喫緊に解決を図ることなくしては、中国のさらなる発展はありえないという危機感に端を発している。李少燕氏は、こうした問題の解決のためのきわめて有力な手法として、企業の社会的責任論(CSR)の中国式導入を提起しているのである。

研究内容は、まず、CSRの諸理論の先行研究による有力理論の選択、市場経済に移行して間もない中国企業の実情に合うCSRの探索、中国古来の伝統的な儒教思想との適合性の検討、日本と中国の企業事例を詳細に追跡比較しての参考策の導出、さらには、中国の政府、企業、消費者が今後実践すべき具体的な解決方策の提起まで、実に豊富な内容となっている。

第1章では、CSRについての先行研究が俯瞰され、CSRの意義、CSRの定義、CSRの諸見解、CSRの生成発展史、さらには、OECDやISOで定められた規格など、基本的な知識が網羅されている。ただし、ここでの主眼点は、中国の実情への適合性の模索である。李少燕氏は、例えば、CSRの代表的な研究者であるキャロルの4段階説、すなわち、CSRは経済的責任～法的責任～倫理的責任～社会貢献的責任の4つの段階で進展するという学説に注目するが、市場経済体制の長い歴史がある欧米と異なって、市場経済に移行して間もない中国にとっては、そのための法整備があまりにも遅れており、したがって法的責任こそが中国CSRでは最初の遂行項目におかれるべきであると主張することとなる。これは評価に値する研究成果である。

第2章では、その中国でCSRがどのように対処されているか詳細な分析が行われている、まず、中国古来の伝統思想とCSRは決して乖離しないこと、それどころか、CSRの基本概念は伝統思想によってすでに唱えられていたことを明らかにしている。李少燕氏は、例え

ば、かつて韓非が唱えた法家学説に注目する。この学説は徹底した立法主義であり、李少燕氏が本稿の第1章で主張した法的責任重視を、古典が裏付けることになっている。さらに、李少燕氏は、法的責任と経済的責任の関係について、伝統的な儒教思想を論究して、以義制利(義をもって利を制す)という基本思想が古来より存在してきたことも明らかにしている。これらの研究は実に高く評価されるところである。

しかし、こうした伝統思想は、現在の中国で、必ずしも忠実に受け継がれてきたわけではない。李少燕氏は、現在の中国が抱える様々な社会問題を整理して、古典の教えからかけ離れた課題が山積していることを明らかにすると共に、自ら中国でCSRに関する企業家へのインタビュー調査も実施し、実態の把握にも努めている。しかし、残念ながら、急激な経済成長の時代にあって、あまりの利益優先の現実を見ることとなってしまっている。このインタビューは貴重な一次資料である。

第3章では、日本で発生した森永事件と、約50年を経て、中国で発生した蒙牛事件という2つの毒ミルク事件が比較研究されている。両事件は、経済成長路線の真っ只中で起こった乳児が犠牲となった悲惨な事件である。経済優先がこのような事件を引き起こしてしまったのであるが、中国では事件の終息がかなり遅れた。両事件の追跡は、事実を明確しておく必要上、実に詳細に渡っており、丁寧に地道な研究が行われたことを示しており、高く評価できる。

第4章では、李少燕氏は、まず、両事件における日本と中国の対応の違いは、やはり法的整備の問題に帰結することを明らかにし、CSRにおける法的責任の重要性を実証的にも裏付けている。このことは、李少燕氏の論文が決して理念一辺倒ではなく、すぐれて帰納的な、現実に裏付けられた研究であることをよく示しており、その独創性と貴重性は特筆に価するものであると言えるであろう。結論部分では、国、企業、消費者それぞれがなすべきこれからの課題、さらには、法的責任や経済的責任のみならず、より高度の倫理的責任や社会貢献的責任についてもかなり具体的な提起が行われている。

以上の論文内容に関し、審査中には、例えば、CSRの定義や古典との繋がり、文献の記述法などの点でいくつかの問題点が指摘されたが、修正が加えられた結果、李少燕氏が従来から取り組んできた研究の集大成の論文であり、独創性、一貫性、体系性を持ち、高水準の内容を具備しており、審査基準に照合して合格であると判定された。